

令和 6 年第 2 回 さくら市 議会 定例会 提案理由説明書

説 明 書 目 次

番号	項 目 名	ページ
1	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	P 3
2	さくら市税条例の一部改正について	P 3
3	さくら市都市計画税条例の一部改正について	P 4
4	さくら市水道法施行条例の一部改正について	P 4
5	令和 6 年度さくら市一般会計補正予算(第 2 号)	P 4
6	令和 6 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)	P 5
7	専決処分事項の報告について（橋梁長寿命化工事（勝山パークブリッジ）請負契約の変更）	P 6
8	令和 5 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	P 6
9	令和 5 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	P 7
10	令和 5 年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	P 7
11	令和 5 年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	P 7
12	議案説明資料 参照法令等	P 9
13	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P12
14	さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P13
15	さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P17
16	さくら市水道法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P18

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 4 件、予算 2 件及び報告 5 件であります。

議案第 1 号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条項を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 号は、さくら市税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税の課税標準の特例措置など、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号は、さくら市都市計画税条例の一部改正について
であります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、都市計画税の課税標準
の特例措置について、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、さくら市水道法施行条例の一部改正について
であります。

本案は、水道法の一部改正に伴う、水道整備及び管理行政の
移管により、引用法令等を改めるなど、所要の改正を行うもの
であります。

議案第 5 号は、令和 6 年度さくら市一般会計補正予算（第 2
号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1,811 万 5 千円を追加し、
予算の総額を 220 億 9,492 万 8 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、15 款国庫支出金で、子ども・子育て支
援事業費補助金 385 万円、新型コロナワクチン接種費用補助金

4,980 万円を追加、22 款市債で、給食センター建設事業費 4,500 万円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、2 款総務費で、住民情報関連システム管理事業費 308 万円、4 款衛生費で、定期予防接種事業費 7,426 万 5 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

また、9 款教育費では、給食センター建設事業費 6,000 万円を給食センター配送業務委託として組替し、給食センター調理業務委託と併せて、第 2 表債務負担行為の補正で追加するものであります。

第 3 表地方債の補正は、給食センター建設事業費の限度額を変更するものであります。

議案第 6 号は、令和 6 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 264 万円を追加し、予算の総額を 39 億 9,863 万 9 千円とするものであります。

歳入では、4 款国庫支出金で、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 264 万円を追加し計上いたしました。

歳出では、1 款総務費で、国民健康保険事務費 264 万円を追加し計上いたしました。

報告第 1 号は、専決処分事項の報告についてであります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分することができるものとして、議会の議決を経て締結した工事請負契約の契約金額 5 パーセント以内の変更契約について専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

報告第 2 号は、令和 5 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、住民情報関連システム管理事業ほか 22 件の繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

報告第 3 号は、令和 5 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき、地籍調査事業ほか 2 件の事故繰越し繰越計算書を報告するものであります。

報告第 4 号は、令和 5 年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、上水道改良事業費及び給食センター水道施設整備事業費の繰越計算書を報告するものであります。

報告第 5 号は、令和 5 年度さくら市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、令和 5 年度流域下水汚泥処理事業に係る下水道資源化工場第 1 期計画汚泥処理施設等建設工事委託協定ほか 2 件の繰越計算書を報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(15) 略

2 略

〔議会の委任による専決処分〕

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

（繰越明許費）

第 213 条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

（予算の執行及び事故繰越し）

第 220 条 普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない。

2 略

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

◎ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）（抄）

（予算の繰越）

第 26 条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前 2 項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

○ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（抄）

（繰越明許費）

第 146 条 地方自治法第 213 条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3 略

（予算の執行及び事故繰越し）

第 150 条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

(1)～(3) 略

2 略

3 第 146 条の規定は、地方自治法第 220 条第 3 項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 25 年 9 月 9 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、契約金額の 5 パーセント以内に相当する金額(2,000 万円以下のものに限る。)</u> <u>に係る契約の変更に</u> <u>関すること。</u>	平成 25 年第 3 回 さくら市議会定例会	議員案第 2 号	平成 25 年 9 月 9 日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成 27 年さくら市条例第 36 号) (1/1)

改 正 案	現 行
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u> <u>(6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。</u> (個人番号の利用範囲) 第 4 条 法第 9 条第 2 項に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。 (1) 別表の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務 <u>(2) 特定個人番号利用事務</u> 2 略 3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u> _____ を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u> _____ であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第 19 条第 7 号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 略	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (個人番号の利用範囲) 第 4 条 法第 9 条第 2 項に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。 (1) 別表の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務 <u>(2) 法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u> 2 略 3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第 19 条第 7 号の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u> _____ の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 略

さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市税条例（平成 17 年さくら市条例第 62 号）（1/4）

改 正 案	現 行
（寄附金税額控除） 第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金_____を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1） 次に掲げる寄附金_____のうち、別表第 1 に掲げるもの ア～ク 略 ケ <u>所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u> コ 略 （2） 略 2 略 第 56 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）<u>第 152 条第 5 項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）	（寄附金税額控除） 第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金<u>若しくは金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 （1） 次に掲げる寄附金<u>又は金銭</u>のうち、別表第 1 に掲げるもの ア～ク 略 ケ <u>所得税法第 78 条第 3 項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u> _____ コ 略 （2） 略 2 略 第 56 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）<u>第 64 条第 4 項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）

さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市税条例（平成 17 年さくら市条例第 62 号）（2/4）

改 正 案	現 行
第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 附 則 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 附 則 <u>（公益法人等に係る市民税の課税の特例）</u> <u>第 4 条の 2 当分の間、租税特別措置法第 40 条第 3 項後段（同条第 6 項から第 10 項まで及び第 11 項（同条第 12 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第 40 条第 3 項に規定する公益法人等（同条第 6 項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第 3</u>

さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）（3/4）

改 正 案	現 行												
	条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。												
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)												
第10条の2 略	第10条の2 略												
2～13 略	2～13 略												
14 <u>法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。</u>													
15 略	14 略												
16 略	15 略												
17 略	16 略												
18 略	17 略												
19 略	18 略												
20 略	19 略												
21 略	20 略												
22 略	21 略												
23 略	22 略												
24 <u>法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</u>													
25 略	23 略												
26 略	24 略												
27 略	25 略												
28 略	26 略												
別表第1（第34条の7関係）	別表第1（第34条の7関係）												
<table border="1"><thead><tr><th>寄附金の区分</th><th>控除対象寄附金</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>第34条の7第1項第1号ケに掲げる<u>寄附金</u></td><td>公益信託に対する<u>寄附金</u>のうち、市内に事務</td></tr></tbody></table>	寄附金の区分	控除対象寄附金	略		第34条の7第1項第1号ケに掲げる <u>寄附金</u>	公益信託に対する <u>寄附金</u> のうち、市内に事務	<table border="1"><thead><tr><th>寄附金の区分</th><th>控除対象寄附金</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>第34条の7第1項第1号ケに掲げる<u>金銭</u></td><td>公益信託に対する<u>金銭</u>のうち、市内に事務</td></tr></tbody></table>	寄附金の区分	控除対象寄附金	略		第34条の7第1項第1号ケに掲げる <u>金銭</u>	公益信託に対する <u>金銭</u> のうち、市内に事務
寄附金の区分	控除対象寄附金												
略													
第34条の7第1項第1号ケに掲げる <u>寄附金</u>	公益信託に対する <u>寄附金</u> のうち、市内に事務												
寄附金の区分	控除対象寄附金												
略													
第34条の7第1項第1号ケに掲げる <u>金銭</u>	公益信託に対する <u>金銭</u> のうち、市内に事務												

さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市税条例（平成 17 年さくら市条例第 62 号）（4/4）

改 正 案		現 行	
	所を有する法人に対するもの		所を有する法人に対するもの
略		略	

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市都市計画税条例（平成 17 年さくら市条例第 64 号）（1/1）

改 正 案	現 行
附 則 1～7 略 <u>（法附則第 15 条第 38 項の条例で定める割合）</u> 8 <u>法附則第 15 条第 38 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。</u> <u>9</u> 略 <u>10</u> 略 <u>11</u> 略 <u>12</u> 略 <u>13</u> 略 <u>14</u> 略 <u>15</u> 略 <u>16</u> 略 <u>17</u> 略 <u>18</u> 略 <u>19</u> 略	附 則 1～7 略 8 略 <u>9</u> 略 <u>10</u> 略 <u>11</u> 略 <u>12</u> 略 <u>13</u> 略 <u>14</u> 略 <u>15</u> 略 <u>16</u> 略 <u>17</u> 略 <u>18</u> 略

さくら市水道法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市水道法施行条例（平成 24 年さくら市条例第 27 号）（1/1）

改 正 案	現 行
（水道技術管理者の資格） 第 4 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1）～（5） 略 （6） <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	（水道技術管理者の資格） 第 4 条 法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1）～（5） 略 （6） <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者